(注)
1　計画期間に合わせて記入する。
2　「①売上高」には、地域産業資源活用支援事業の支援の対象である商品・役務（最終製品）の売上計画を記載する。共同で地域産業資源活用支援事業を実施する場合で、当該事業に係る商品・役務が複数ある場合には、それらの合計額を記載する。
3　「申請者」には、申請者の名称を記載する。共同で地域産業資源活用支援事業を実施する場合は、「申請者」「②設備投資額」「③運転資金増加額」「④資金調達額合計（②＋③）」に対応する欄を繰り返し設け、申請者ごとに記載する。

様式第４

認定地域産業資源活用支援事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣　殿

住　所
名称及び
代表者の氏名　印

年　月　日付けで認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画「(事業名)」について下記のとおり変更したいので、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

1　変更事項
2　変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「地域産業資源活用事業計画」の下に「及び地域産業資源活用支援事業計画」を加える。

一　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）第七条第九号、第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号

二　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）第二条第四十三号及び第三十九条第九号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２６号
宮城県東松島市上下堤字上北谷地25番地１
上北谷地地区応急仮設住宅３－２号室、前住所宮城県桃生郡鳴瀬町野蒜字南赤崎10番地７
債務者　宮澤　賢治
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
大阪府貝塚市西町10番10号
債務者　北本商店こと　麻生川修三
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
北九州市小倉南区徳力団地58番202号
債務者　流田　　譲
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　伸城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０２号
北九州市八幡西区陣原３丁目６番17―301号
債務者　濱田　真弓
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３４号
福岡市城南区樋井川６丁目15番13―103号
債務者　佐々木健晴
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　幸広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第８７号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目１番12―202号
カーサジュビア
債務者　池田　紀子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當真　良明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５８号
群馬県桐生市相生町５丁目59番地の27　川嶋アパート８－Ｂ
債務者　今泉　昇治
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３８４号
大阪府泉大津市池浦町１丁目13番１―202号、前住所大阪府岸和田市西之内町49番７号
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係